

# 法人ニュース くまがは

法人会は「健全な経営・正しい納税・社会に貢献」をテーマに活動する経営者の団体です

2014.11月号

法人会広報



Photo: 株式会社 秋元自動車 (前列・右 秋元社長)

- 企業リレー
- 活動レポート 平成26年8月～10月

特集「税を考える週間」です

めざします。「みんなの法人会」

# 11月11日～17日は「税を考える週間」です！

国や地方公共団体は、国民の生活に欠かすことのできない公共サービスを提供するため、様々な行政活動を行っており、その活動のために必要な経費を賄う財源が「税金」です。

国税の多くは、納税者自らが税務署へ所得などの申告を行うことにより税額を確定させ、この確定した税額を納税者が自ら納付する「申告納税制度」を採用しています。この申告納税制度が適正に機能す

◇暮らしを支える税について考えてみましょう。

**1人当たり5,000円以下の飲食代は会議費なの？**

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の「税務問答」～

税理士 小池正史  
リサ 法人税の改正がいろいろ変わりましたよね。具体的には、どのような点が変わったのですか。

サキ先生 そうですね、平成18年度の改正で1人当

るためには、第一に納税者が高い納税意識を持ち、憲法・法律に定められた納税義務を自発的に履行することが必要です。国税庁では、この納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、様々な納税者サービスの充実を図っています。

左記URLにて税務署の仕事を紹介しています。ご覧ください。  
<http://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/week/>

り5,000円以下の接待飲食費が交際費等の範囲から除かれたほか、平成25年度の改正では中小法人の定額控除限度額が年800万円以下に拡充されました。

また、平成26年度の改正で接待飲食費の額の50%相当額は損金算入が可能となり、中小法人であれば接待飲食費の額の50%相当額の損金算入と定額控除限度額までの損金算入のいずれかを選択適用することができるようになりました。

リサ 接待飲食費が1人当たり5,000円以下であれば交際費にしなくていいのですね。では、経理処理は会議費等で処理することになりますか。

べてに必要な事項を記入しておけば安心ですね。ところで、社内飲食費というのはどのようなものなのでしょうか。

サキ先生 社内飲食費というものは、専ら社内の役員、従業員及びそれらの親族に対する接待等のために支出する飲食費をいいます。

先程お話しした交際費の領収書等に参加した者の氏名等必要事項を記載することで、社内か接待かを判断することになります。

リサ 交際費に関して経理処理する場合に他に注意することはありますか。

サキ先生 そうですね。ゴルフや旅行などに伴う飲食費は、主たる目的が催事なので飲食費には該当しませんので気を付けてください。

また、交際費については、改正が頻繁に行われるので、適用時期などよく確認してください。

リサ いろいろと記載することがあるんですね。

サキ先生 もう1点。5,000円以下の接待飲食費が交際費から除かれるためには、先程お話しした記載事項に加えて、飲食に参加した人数を領収書等に記載することを忘れないでください。

リサ そうしますと、本来交際費と思われる領収書す



【筆者紹介】  
小池正史 (こいけ・まさし)  
1964年生まれ。  
東京国税局事務管理課、同法人課税課、統括国税実査官、酒類指導官勤務などを経て、横浜市中区で税理士登録。多業種にわたる企業の財務状況を見てきた経験を活かし、中小企業を中心に決算分析から経営の効率化、税務調査対策等のコンサルティングを行う。



**企業リレー** 毎号表紙を飾っていただくのは各企業の社員さんです。

創業は昭和44年で今年45周年を迎える高清水にある(株)秋元自動車は、現会長の秋元誠喜氏(70)が高清水中学校そばに小さな町工場を建ててスタートしました。

その後、車社会到来の波に乗り修理、整備、板金、販売と業務を拡大させ、手狭になった工場も現在の場所に移転させました。会社の方針は「地域密着」と「お客様第一主義」。会社の都合で動くのではなく、お客さんの要望に応えられる事を念頭に行動しているとの事。

そのことが支持され、販売エリアも高清水から築館、瀬峰、田尻、古川北部と徐々にお客様の支持が広がっていき、販売台数の増加と共にスズキからは正規代理店のアリーナ高清水店として看板を掲げるまで成長を遂げます。

現社長の秋元喜明氏(44)は2代目として震災の前年、40歳の若さで就任。東京トヨタで5年間整備、販売をしてきた経験を活かしかつ会長の地域密着、顧客第一路線を踏襲。地元の商工会青年部長などでも活躍し、より地域に必要とされる会社経営を心がけています。

◆次号登場企業紹介  
築館の築館運輸株式会社さんです。

【表紙写真】整備工場前で従業員さんと秋元社長(前列 右)



# 任意の中間申告制度が ご利用いただけます （消費税）

年に1回の確定申告を待たずに自主的に中間申告・納付できる任意の中間申告制度が創設されました。

## ●制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税を含まない年税額）が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出する旨の届出書を提出した場合、自主的に中間申告・納付することができます。この制度をご利用される場合には、

任意に中間申告書を提出しようとする6月中間申告対象期間の末日までに「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」をご提出ください。

### 《改正前》

直前の課税期間の確定消費税額	48万円以下
中間申告回数	中間申告義務なし

### 《改正後》

直前の課税期間の確定消費税額	48万円以下
中間申告回数	任意の中間申告（年1回）が可能

「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」は、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）からダウンロードできます。

### 【届出書を提出した場合は】

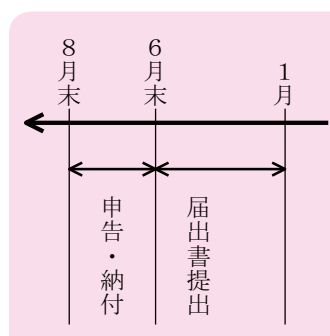
#### 1 中間申告と納付について

6月中間申告対象期間の末日の翌月から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係わる消費税額及び地方消費税額を併せて納付してください。

※申告後、期限までに納付されない場合には、延滞税が課される

場合があります。

#### ○個人事業者、法人（12月末決算）の場合



2 中間申告を行わなかった場合には  
中間申告書とその提出期限まで

に提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」の提出があったものとみなされます。詳しくは所轄の税務署（管理運営担当）へお問い合わせください。



## 着任のじゅいれい



築館税務署長  
三戸 敏

7月の人事異動で、築館税務署長として着任いたしました三戸でございます。

仙台国税局課税第一部資産評価官より転任して参りました。築館税務署での勤務経験はございますが、皆様のお役に立てますよう務めて参りますので、前任の永井署長同様、よろしく願います。当地栗原地区は、四季折々の美

しい自然と、地域特有の歴史と伝統が現代に伝承された魅力ある地域で、この地で仕事ができることをうれしく、また、光栄に思っております。

上田会長様はじめ栗原法人会の皆様方には、日頃から税務行政全般にわたり、深いご理解と多大なご協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

特に、小学校の租税教室開催に積極的に取り組まれ、日本の将来を担う子供たちに、税の意義と大切さなどを理解してもらい、意義深い活動を行っていただいております。栗原法人会の皆様のご尽力に深く敬意を表する次第です。

また、税務署で力を入れております「Eの普及・拡大」にも積極的に取り組んでいただいております。心から感謝申し上げます。引き続き1社でも多くのご利用を、そして、法人税・消費税申告のほか、個人の所得税・消費税申告や法定調書の提出につきまして、「E」をご利用いただきますよう、よろしく願います。

築館税務署では、地域の皆様のためによりよき税務行政を行って参ります。栗原法人会の会員の皆様におかれましては、引き続き税務行政に対しまして、ご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



最後になりましたが、栗原法人会は、公益社団法人として2年目となる訳ですが、更なる飛躍の年となりますよう、また、会員企業のご繁栄並びに会員企業の皆様のご健勝を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

## 築館税務署からの お知らせ

平成26年分の年末調整説明会について、次のとおり開催します。  
日 時：平成26年11月19日(水)  
14時から

場 所：栗原文化会館  
（大ホール）

栗原市築館高田

二丁目1-10

電話：0228-2311234

対象地域：栗原市

対象者：法人徴収義務者及び  
青色・白色個人  
徴収義務者

徴収義務者

栗原法人会の活動レポート 平成26年8月から平成26年10月

**8/14 Thu**  
**《女性部会》**  
**節電啓発活動**  
**節電PRうちわ配布いちごプロジェクト**  
 (栗原市志波姫「イオンスーパーセンター栗原志波姫店」)



女性部会が節電啓発活動の中心となって広く社会に「節電」を呼びかけました。志波姫の水車まつり会場にて「無理なく節電」PRのうちわとチラシを市民の皆様へお配りし、節電の呼びかけをおこないました。

**8/26 Tue**  
**《研修会》**  
**被災地復興応援研修会 in 亶理**  
 語り部ガイド：菅原 ちづ子さん  
 (宮城県亶理町「荒浜地区」)  
 参加者数：32名



東日本大震災で2.4メートルの津波浸水被害を受けた亶理中学校が新築され、二学期からは新校舎での学校生活が始まることの説明を受けましたが…その周りを見渡す限り復興が進んでいるとは思えない現状を目の当たりにしてまいりました。参加者は小雨の中、鎮魂の杜にて犠牲者となられた方々のご冥福をお祈りいたしました。その後、被災者が運営する飲食店で昼食をとり、市場でたくさんの買い物をする等、復興応援をおこなってまいりました。

**9/11 Thu**  
**《女性部会》**  
**救急救命公開講習会**  
 (栗原市築館「消防本部」)  
 参加者数：33名



ちょうど4年前に開催して以来、2回目となるAED利用の講習会。初めて参加された方は特に胸骨圧迫の大変さを実感させられましたが、何度も何度も繰り返しグループ毎に行う研修で緊急時は周りの協力と的確な判断と指示が大切だということを学びました。参加者全員に、救命講習Ⅰの修了証が交付されました。

**9/25 Thu** **9/29 Mon**  
**《税務事業》**  
**税務研修会 (地区懇談会)**  
**「ちかごろの相続のはなし」**



講師：築館税務署 署長 三戸 敏氏  
 (栗原市栗駒「ベルディ栗駒」)  
 参加者数：48名  
 (栗原市志波姫「エポカ21」)  
 参加者数：52名

**9/13 Sat**  
**《健康推進事業》**  
**法人会杯 市民健康パークゴルフ大会**  
 (栗原市一迫「小田ダム湖畔パークゴルフ場」) 参加者数：146名



(男子)  
 優勝 尾山 豊 (一迫)  
 準優勝 加藤 主計 (一迫)  
 3位 小林 隆男 (高清水)  
 (女子)  
 優勝 阿部 敏子 (栗駒)  
 準優勝 佐々木 静子 (若柳)  
 3位 徳江よし子 (高清水)

めざします。

「みんなの法人会」

私ども法人会は、毎年税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に対して建設的な意見を提言しその実現を訴えており、本年も「平成27年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、11月中に市長と議長へ陳情してまいります。  
 ※提言の詳細はHPをご覧ください。



**9/28 Sun**  
**《社会貢献事業》**  
**とっておきの音楽祭 in くりはら 2014**  
 (栗原市志波姫「イオンスーパーセンター栗原志波姫店」)  
 ゲスト：鼓風 大目弾正太鼓 清水バンド etc…



晴天、秋晴れの中、出演者41組、来場者を含め総勢2500名の方々が集ってくれました。地元の若柳小学校金管バンドや若柳中学校吹奏楽部が演奏や自転車曲芸や生バンド、バルーンアートを披露する等みんなが笑顔になるような楽しい企画が繰り広げられました。とっておきの音楽祭 in くりはらが開催12年目を迎え、最後まで一生懸命頑張ってくれたボランティアさんも本当にありがとうございました！